二十六　第五条第一項第二十四号の耐震設計構造物の耐震に関する性能 二十七～七十四　［略］	二十六　耐震設計構造物が適切な耐震に関する性能を有することを目視及び図面により検査する。 二十七～七十四　［略］
2～9　［略］	
備考　［略］	

別表第四（第三十七条第二項第四号関係）

検査項目	保安検査の方法
1　［略］	
2　製造設備がコールド・エバポレータである製造施設の場合 一～十五　［略］ 十六　第五条の二第一項で準用する第五条第一項第二十四号の耐震設計構造物の耐震に関する性能	一～十五　［略］ 十六　耐震設計構造物が適切な耐震に関する性能を有することを目視及び図面により検査する。
十七～三十六　［略］	十七～三十六　［略］
2の2・2の3　［略］	
3　製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設の場合 一～二十　［略］ 二十一　第七条の三第一項第一号で準用する第五条第一項第二十四号の耐震設計構造物の耐震に関する性能	一～二十　［略］ 二十一　耐震設計構造物が適切な耐震に関する性能を有することを目視及び図面により検査する。
二十二～百十三　［略］	二十二～百十三　［略］
4　［略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（国際相互承認に係る容器保安規則の一部改正）

第七条　国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（用語の定義） **第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～三　［略］	（用語の定義） **第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～三　［略］

二十六　第五条第一項第二十四号の耐震設計構造物の地震の影響に対して安全な構造 二十七～七十四　［略］	二十六　耐震設計構造物の地震の影響に対して安全である構造の状況を目視及び図面により検査する。 二十七～七十四　［略］
2～9　［略］	
備考　［略］	

別表第四（第三十七条第二項第四号関係）

検査項目	保安検査の方法
1　［略］	
2　製造設備がコールド・エバポレータである製造施設の場合 一～十五　［略］ 十六　第五条の二第一項で準用する第五条第一項第二十四号の耐震設計構造物の地震の影響に対して安全な構造	一～十五　［略］ 十六　耐震設計構造物の地震の影響に対して安全である構造の状況を目視及び図面により検査する。
十七～三十六　［略］	十七～三十六　［略］
2の2・2の3　［略］	
3　製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設の場合 一～二十　［略］ 二十一　第七条の三第一項第一号で準用する第五条第一項第二十四号の耐震設計構造物の地震の影響に対して安全な構造	一～二十　［略］ 二十一　耐震設計構造物の地震の影響に対して安全である構造の状況を目視及び図面により検査する。
二十二～百十三　［略］	二十二～百十三　［略］
4　［略］	